

官報

号外

昭和二十七年六月三日

第十三回 衆議院會議録第四十九号

昭和二十七年六月三日(火曜日)

議事日程 第四十八号

午後一時開議

第一 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

第三 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(丸山直友君外一名提出)

第四 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

●本日の會議に付した事件

日本国有鉄道監理委員會委員長任命につき同意の件

東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問(今澄勇君提出)

北京で調印された中日貿易協定に関する緊急質問(田中謙之進君提出)

日程第一 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後七時十一分開議

○議長(林義治君) これより會議を開きます。

○議長(林義治君) お諮りいたします。内閣から、日本国有鉄道監理委員會委員長に佐藤喜一郎君及び工藤義男君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて同意するに決しました。(拍手)

東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問(今澄勇君提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今澄勇君提出、東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問を許可いたします。今澄勇君。

(今澄勇君登壇)

○今澄勇君 去る二十九日、東京電力株主總會における役員選挙をめぐる大問題は、公益事業である電力会社としては、さたの限りと申さなければなりません。(拍手)この事件は、外資導入その他の問題を含めて、國際的な信用を大きく失墜したのみならず、引続く電力料金の値上げに憤懣やる方ない國民をして、今や根本的な電気事業の再検討と電気事業関係者の重正を要望せしむるに至つておるのであります。(拍手)

第三次吉田内閣四箇年の施政は、すべてにわたつてその行き詰まりを暴露して參つておりますが、最も大きな失敗は電力行政であります。(拍手)電源開発、料金の決定等は公益事業委員會に、電力施設の保安監督は通商産業省に、割当は経済安定本部に、水利権は地方都道府県知事等々、多元的な電力行政は、遂に電気事業をして收拾すべからざる混亂に陥れたのであります。ただに東京電力のみならず、各電力会社ともに政治的な活動が目立つておりまして、本事件は氷山の一角で、電気事業再編成以来、その横つておりますところの弊害は、國民の目をおおわしめるものがあると存するのであります。(拍手)

私は、日本社会党を代表して、以下、本件に關し、十項目にわたつて、國民を納得せしむるに足る詳細にかつ具體的な答弁を要求するものでございませう。(拍手)

まず公益事業委員長にお尋ねをいたします。昨日參議院における御答弁を承ると、旧日発側の陰謀といふことに結論づけられるようでございませうが、私は、物事は公平に考へて行かなければならぬと思ひます。第一番に、東京電力の役員改選にあたつて、旧日発側の主張は、東京電力は現行料金で十分採算がとれるのに、他の赤字電力会社とともに値上げをするといふことは便乗である、いさしく経理を明確にし、経営を合理化すべきものとの建前から社長は退陣を要求したといわれるが、これに対する公益事業委員長の見解並びに東京電力の経理事務について御答弁願ひたい。

第二番に、かつて九分折の際、われわれは、新会社の人事については、松永公益事業委員長代理一辺倒の独裁人事を指摘して參つたのであります。現在、東京電力に例をとつて参りますと、十数名もおります事務課長の中で、旧日発系はわずかに課長四名、九州電力に例をとるならば二名といふような、かくのごとき派閥的な人事のやり方がこの紛争を招いた原因の一つである。旧配電系の重役を多量に製造しておきながら、当時再編成に反対した旧日発系の社員に対する報復的なこの冷遇を公益事業委員會が今日まで放置して来た理由は那辺にあるか、御答弁を承りたいのであります。(拍手)

第三に、公益事業委員會は公平なる立場から監督をしなければならぬのに、電燈料金の値上げにあたつては、国会や聽聞会の意見を受入れることなく、一方的にこれを決定し、電力会社の代弁者であるかのごとき顔をしてゐることは、御承知の通りであります。東京電力の、このたびの總會においても、はたせるかな、調査の結果、松本、松永両氏が暗躍したことは明らかになつております。松本委員長は工業俱樂部四階に事務所を持たれ、當時が、当日は、何ら關係のない松永委員長代理、松田事務局長並びに法律顧問等、会場近くのサロンに姿を現わして、十一時ごろ安蔵社長が休会を宣した後、弱氣の安蔵社長を激勵し、流会戦術を打合せた形跡がありますが、公務員として不謹慎きわまるものと存するのであります。法律上の解釈並びにそれに関する処置は、またほかにとるべき手段があるものでありまして、かかる役員に関する紛争は、公益事業委員會が全責任を持つて收拾する立場にあるにもかかわらず、かくのごとき一方的な動き方は、旧配電系と手を握り、たとい公益事業委員會が廃止になつても、電気事業に関する限りは、自己の勢力下にこれを私有化するべきものといわれても、私は答弁の余地はなからうと思ひます。この点に關して明確な御答弁を願ひたいのであります。

第四に、かつて松永公益事業委員長代理は、電気事業再編成のときに、當時東京電力の社長でありました高井氏から百数十万円の献金を受けて、銀座電力局なるものを個人の事務所として開設いたしましたことは、御承知の通りであります。いまなおそれは継続いたしております。電源開発調査会の名のもとに運営をせられ、電源開発關係の土木事業その他は、ここを通過

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 日本国有鉄道監理委員會委員長任命につき同意の件 東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問

せざれば請負うことが非常に困難と伝えられております。まことに奇怪しくいふわけにはなりません。電源開発の膨大な資金をねらつて、かかるうわさを生むことすら、これは大きな不道徳といわなければならぬのであります。この点、特に公益事業委員長の明らかな御答弁を願ひ、かくのごとき公益事業委員会のあり方そのものが今次の大きな紛争の原因の一つでもあるといふことを私は指摘いたしておきたいのであります。(拍手)

次に、私は横田公正取引委員長に伺ひたいのであります。まず第一に、東電総会において旧日発の株主権の行使の許可を與へられたのは、電気事業の歴史と現実を認識し、旧日発系株主の利害並びにわが国電力事業の将来等、政治的考慮を加へてなされたものか、それとも、事前に公益事業委員並びに旧日発、電力会社等の代表と折衝して、これならば太過なく行けるという妥協の上になされたのか、それとも、さらに何ら確信はないが、自己の置かれた立場からなされたのか、その根拠を明らかに説明してもらいたいのであります。(拍手)

第二番に、きのうの参議院における松本委員長の答弁は、法律的解釈並びに習慣上、公正取引委員会の処置は無効であると述べられておるのでありますが、横田委員長は、これに対する法律的な解釈並びにその所信を伺いたいのであります。特に九分断以来対立しておりますところの旧日発対旧配電側の喧嘩を横田委員長は知つていたのかどうか。さらに、現政府の一部勢力は、この機会に横田委員長を一方的に利用して、勝敗を一気に決定しようとした形跡があるのでございますが、現在あなたは、これらの動きと、このよ

うな結果に對して、良心的に考へてどのような心境でおられるかということ、率直明快にこの議場において御答弁願ひたいのであります。(拍手)

第三番に、もしこの總會が流会と認められて、短時日のうちに次の總會があるものとしたならば、旧日発から再び株主権の行使の申請がございまして、その際は、公正取引委員長はどのような処置をおとりになるものであるかといふことも、あわせて明確に御答弁を願ひたいのであります。

次に、私は通商産業大臣に伺ひたいのであります。第一番に、行政機構の改革に伴ひ、近く電力行政の責任者になる人は通商産業大臣であります。現公益事業委員会のかかるやり方を、近く電力行政を責任者として管掌なさうとする通商産業大臣は、いかなる見解をもつてなされておられるか。かつて商工省電力局から公益事業委員会に移つたところの電力行政の改編がこの東京電力事件の原因であつたことを率直にお認めになるかどうか、お伺ひしたい。

第二番に聞きたいのは、東京電力の人事の紛争が長く解決しないときは、これは商工行政全般に大きな影響をもたらすものでございしますが、通商産業大臣は、これに対する具体的な解決策を考へておられるかどうか。それとも、ずつとわれ聞せずといふことで放任されるのかどうかということをお伺ひしたい。

第三番に、東京電力總會の紛争は、結局電気事業の再編成といふことが根本的な原因であります。近く提案され

るところの電気事業の復元といふことを行ふならば、九分割した各社の中には壊滅的な打撃を受けるものも現われるといふことであります。私どもは、わが国電気事業の過去を顧みるとき、電力事業は発送、配電一貫の一社であるか、あるいは多数企業体かという結論になるのでございまして、中途半端な九社に分割したといふこの姿には大きな矛盾があるのであります。その矛盾に對し、政府・與党みずからここに復元を法律化して提出して行かうといふことになれば、関西電力その他は大きく経営を脅かされ、おそらく電力会社自身も大きな不安に襲はれて、これは事實であります。かくのごとき終始一貫しないこの電力の行政のあり方に對して、松本公益事業委員長の率直なる御見解を承るとともに、特に通商産業大臣に、この際將來の電力行政の構想を明らかに御答弁願ひたいのであります。通産大臣は、それは自分の所管ではないと言われるかもしれないけれども、將來の電力事業の責任者として、今日これらのことが明確に國民にわか

つておらないところに東電事件のごとき紛争を生じたものであるといふことを、私は特に強調いたしておきたいのであります。(拍手)

最後に、私は政府の責任者としての吉田総理に御答弁を願ひなければならぬのであります。松永公益事業委員長代理は、本事件においても、東京電力の株主總會場にごそ入り込まなかつたけれども、公務員の立場を忘れて奔走しておることは事實であります。衆参両院の通商産業委員会において、松永氏は、たとい公益事業委員会が廃止されても、一社電源開発法案が成立

しても、断固として自分は水系別な開発方式で現政府と闘うといふことを明言いたしておるのであります。さらに松永氏は、名刺のかたわらに脅迫の文字を連ねて、山川参議院議員に對して電源開発法案への反対を迫る等、その行為はまことに公務員として妥当なものとはいへないものであります。(拍手)かかる人物を任命した者は吉田総理である。吉田総理の責任と、この末期的な政府機関の不統一の姿は、独立日本において、一体だれがその責任をとるものでございましょう。吉田総理に私はお伺ひしなければならぬ。わが国産業の基礎をなし、日本再建の原動力である電気事業を、かかる私的な独占にゆだねんとした者は、一体だれであるのか。

横田公正取引委員長に對しても、一部政府の力が圧力を加へたことをわれわれは感ずるのである。私どもは、しかも公正取引委員会と公益事業委員会がまづ正面に對立しておることを、この議場において、皆さん方とともにながめなければならぬのである。收拾つかざるものは、本日の林野庁の問題だけではない。電気事業においても、政府機関の態度は乱脈をきわめ、まさに收拾つかざる状態といわなければならぬのであります。われわれは、電気事業に關するこれら政府の收拾つかざる今日の現状と、このような公務員に對する吉田総理が例によつてお休みとあるならば、官房長官の明確な答弁を聞いて、私の緊急質問を終ります。(拍手)

○政府委員松本泰治君答へ

○政府委員(松本泰治君) ただいまの御質問に對しまして、公益事業委員会

に關する点につきまして御答弁をいたします。

今回の東京電力の總會において紛争を生じて、そうして遂に役員選任の決議をしないで流会したといふような結果を生じたことは、はなはだ遺憾に考へます。しかし、どういふわけであらうかといふことは、各人見るところがあると思つて、ただいま、日発側とか、あるいは配電側の争ひとかいふような、いろいろなお説もありましたが、さういふ見方もあるかもしれません。しかしながら、さういふ議論について、私は何もここで議論を闘わすつもりで出て参つたのではない。率直にこの事實を述べ、御参考に供したい、そう考へます。

昨年の五月一日に、新九電力会社ができました。それは御承知の通り再編成によつてできたのであります。その際に日発は解散され、その他の九配電会社もすべて解散されて、新たに九つの電力会社ができたのであります。(「学校の講義じゃない、九つの電力会社ができたくらい知つてゐる」と呼び、その他発言する者あり)多分御承知と思いますが、しかしながら、今いろいろお話をなすつた質問者のおつしやつたことを聞きますと、必ずしもすべての事情を御承知になつておられなかつたと思つて、ここにおいてか多少説明を要することと思つております。

それで、今のこつちの状況がどうしてできたかといふことは、日発側の清算会社が依然として各電力会社の株式を保有しておつた、一年以上も保有しておつたといふことが一番原因であつたと思つて、当時、再編成の時分

に、われ／＼は一年のうちには必ずこの株式の分配は終られるということを手期しておつたのであります。それは、過度経済力集中排除法の規定によりまして、新しい会社ができまた場合においては、その役員任期は六箇月というところが通常であります。しかるに、今回の場合においては一年の任期ということにいたしましたのは、日発のごとき大きい会社の清算は相当の期間を要する。どうしても一年の期間を與えておかないと株式の分配がむずかしいのではないかとことを考へて一年にしたのであります。しかるに、この清算ははなはだ遅々として進まなかつたやうであります。つまり、株式が本来の株主となるべき日発の株主にまだ分配されなかつたのであります。

(発言する者多し)まあ少しお聞きを願つた方がいと思ふのです。私の答弁が不要ならば、もう別に何も申す必要はありません。ただ御質問があつたから、これに答へているのであります。(君の答弁は電圧が下つていゝよ)と呼び、その他発言する者多し)議長の言われるには、拙声機があるもので、多分皆さんに答弁が聞えるだろうというお話でありましたから、もう少し申し上げます。

ただいま申しましたように、日発の持つておる各電力会社の株式の分配というところが、一年を経てもなお行われない、依然として日発清算人の手にあつたということが一番の原因であつたと思ひます。その事情は、はなはだわかりかねるので、その詮索をしますれば、いろいろの理由もあつたというやうに聞きますが、そのことは、おそれくは公正取引委員長から御答弁になる

と思ふのです。この電力会社の清算の監督は、御承知のごとく、これは公正取引委員会の手にあるのであつて、われわれの委員会は、清算には監督権も何もありません。従つて、その事情についてはわかりかねます。しかしながら、この遅れたということのために、こういう騒動が起きたというやうに、私は考へております。元來持つてからざる人の手に株式があつたということが原因であつたと思つております。その責任はどこにあつたといふことを言う必要は私としてはない。公益事業委員会は、日発その他の配電会社等の清算には何ら監督権もなく、何も関係のない役所である。従つて、私は、その点について責任がだれにあるといふことを申す必要はないと思つております。

そこで、そういう状態において、日発が今回の株主権の行使をされたことが、はたして適法なことであつたかどうか。それで、五月十六日に、われわれの委員会は、公正取引委員会の委員長にあつて意見を申し述べました。それは、新しい役員を選ばれるにについては、人員を増加しないようにしていただくたいと思ふ。――衆議院及び参議院の委員会等において、電力会社の合理化といふことを非常に要求されます。われ／＼としては、電力会社をできるだけ合理化させたい、それにについては役員の数をやすことはよろしくないと思ひましたので、その点を公正取引委員会の委員長に申し述べたのであります。それからもう一つ申し述べましたことは、電力会社の現在の役員は、大体において当を得た人選である、少くとも現在の状態において、各

会社が相当の成績をあげておるのであるから、どうぞその現在の状態には、特別の事情がない限り、変更を與へないやうにしてもらいたいといふことの意見を申し通じたのであります。

しかるに、五月二十八日に至りまして、急遽、日発側の清算人側から、新たに三人の役員を取締役に送りたいといふことについての承認を取引委員会に求められたやうであります。その意味は、もし三人を現在の役員の上に加えられたならば、その結果は現在の役員数を超過することになるが、おそれくはそういう意味ではなからうといふやうに私どもは考へておつたのであります。また取引委員会におきまして、十五名の範囲内において選ぶやうに、その三人を新たにに入れることはよろしいといふやうな御承認があつたやうであります。その結果は、現在おる人のうちから二人はどうしても除かなければ、新たに三人を入れることはできません。その結果として、東京電力の現在の社長安藤氏、それから堀越常務取締役の二名をやめて、今の三人を加えて十五名の取締役になりたいといふ日発清算人の希望だといふことを、この二十九日の朝初めて聞きました。これははなはだ意外のことと思ひます。なぜかと申しますと、御承知のやうに、日発なるものは、いわゆる清算会社であります。清算会社といふものは、清算の目的の範囲内においてのみ行為ができる。清算の目的を超越した行為はできないのであります。(拍手)これは法律で明瞭に書いてあるの理由なくして、現在おる、ことに首脳部の地位におる社長及び常務取締役

をかえるといふことは、はなはだ心得がたいこととあります。何となれば、御承知のやうに、東京電力株式会社は、各電力会社中の最もよい会社として、その株価は最も高い。そうして、ほかの会社では赤字計算をしておるものが多くにもかかりませぬ、東京電力株式会社は黒字になつておるのであります。成績が最も上つておるのであります。かくのごとき成績の上つておる会社に対して、社長等の変更を加えようといふことは、これは株主たる日発の清算の目的範囲を超越することは明瞭であると考へたのであります。

○議長(林義朗君) 松本君、質問時間についても申合せの時間がありますから、御答弁についても、なるべく簡潔にお願いいたします。

〔さつぱりわからぬぞ〕時間は制限していません、ゆつくりやつてくださいと呼び、その他発言する者あり

○政府委員(松本泰治君) 僕は時間制限があると思ひます。簡単に申し述べたいと思ふのでありますが、かく喧嘩されましたは、私のやうな老人には、とうてい答弁を十分にすることができません。それで、要するに、日発の清算人の行為はその権限を超越したものである。確かに権利の濫用である。民法の第一條に書いてあります権利の濫用である。(拍手)そうすれば、これは当然違法な行為であるといふやうに私は考へておるのであります。もし、こゝろいふやうな議決権が行使されましたならば、その結果は、会社の決議取消しの訴えとか、その他のいろいろな訴えができて、非常に混乱を

生ずることを要しております。しかるに、私の予想に反しまして、この総会の決議は、意外にも流会になつた。それは、時間が、すでに会場を借りておる時間を超過してしまつたのと、及び非常に株主の間に騒動があつた、といふその会議を続けることができない。そのために、この流会の決議が決定された。こゝろいふやうに聞いております。これは、私が会社の当局から、総会の終りました後に、当局に接して知つたこととあります。そういうことで、この騒動が起つたことは、はなはだ遺憾ではありますが、しかし、いたしかたのないことであつたと思ふのであります。

○政府委員(横田正俊君) 松本君、質問時間のごさいました四点につきまして、簡単に答へをいたします。

最初に、いかなる理由で日発の株主権の行使を認めたら、この点でございしますが、この点は、この決定指令においてきまりました最初の役員は株主総会の意向を反映しておりませんので、これは一年の後に再検討をするといふことで決定指令ができておるわけでございます。従ひまして、一年過ぎました後に、諸般の事情を考慮いたしまして株主総会で決定をする。ただ非常に残念なことに、先ほどお話しもございしたやうに、日発の株式だけは非常に複雑な事情がありまして、この本来の株主に對する分配が遅れておりました。この内容につきましては、本議場で詳細に申し上げますといひかがかと存じますが、要するにこまかい……

○そんな答弁はない。国会を侮辱してゐる」と呼び、その他発言する者あり。では申し上げます。日発の株主は十五万人おります。それに分配せらるべき株式は六百万株、しかも今度は、新会社の株式は旧会社の株式と違ひまして額面五百円、つまり十株に對して初めて一株といふことになるのであります。が、残念ながら、それが九つの会社の株に分割せられます結果、小株主は非常に気の毒なことになるわけでございます。そこで、その比率によりまする形式的な分配を避けて、なるだけ小株主にも、少くともどこかの会社の株が一株渡るやうにいたしまして、日発は非常に苦勞をいたしまして、なおいろいろ事情がございまして、ある一つの会社の株に片寄せをいたしまして、希望のある株主に對しましては、その希望をいれまして株式を割当てるといふやうな、非常にむづかしい仕事をやつたわけでございまして、その結果は、時期は遅れましたが、きわめて良好でございまして、非常にふえますはずの株主が、たいへんわずかな数になりました。これは新会社が発足後非常な便宜があると存じます。なお小株主に對しましては、先ほども申しましたやうに、本来ならば金で決済されるものが、株をもちうることができて、これも非常にけつこうなものと存じます。このやうな關係で株式の分配が遅れまして、はなはだ残念なことではございますが、これは何も私は日発が故意にこういうことをやつたとは思ひて思つておりません。

後この總會において議決権を行使しなければならぬといふやうな遺憾な状態が生じたわけでございまして、公正取引委員会といたしましては、この際重役を再検討するといふこの決定指令の線、なお、しかし、その株は日発が自己のほしいままな議決権の行使によつてその重役陣を左右するといふやうなことがあつてはならぬ、この二つの要請の間に思ひをいたしまして、日発側から出して参りました、わずかに三名の追加の候補者につきましては、いろいろ検討いたしました結果、これは必ずしも不適当ではないと認めまして、結局現在の東電側が固執してあります現在の十四名にこの三名を加えまして、この十七名のうちから、先ほど松本委員長からも申されましたやうに、役員がふえますことは、国会の意向もございまして、公聴会等における国民の輿論もございまして、この十五名の範囲内で決定するといふことにいたしましたわけでございまして、これが第一点。

第二点は法律上の見解ということでございますが、これは私といたしましては、公正取引委員会が承認した範囲内において日発が行使しました議決権の行使は法律上有効であると考へております。

第三点、政府との關係。何か公正取引委員会が政府の圧迫その他の關係において、その意に反して、こういうことをしたのではないかといふ御質疑に對しましては、強くそうでないことを申し上げます。

第四点は、今後總會がもしあつたらという仮定の御質問でございますが、これに對しましては、承認申請が出て参りました際に、慎重に考慮して善処いたしたいと考へております。(拍手)

○國務大臣(高橋蔵太郎君登壇) 今日の東京電力株式会社の経営者の件であります。御承知のやうに、旧日発の清算事務及び電気事業に對する監督は通産省の所管でありまして、從つて、先日の問題について、私は双方から何らの報告を得ておりません。詳細の事情がわかりかねますので、御答弁をいたしかねます。(拍手)

○政府委員(保利茂君登壇) 公正取引委員会に對して、今回の東京電力の總會に關連して、政府がこれに圧力を加えたかのごとき誤解を持つておられるやうでございますが、私の承知いたしました限りは、關係当事者のいづれからも陳情を受けたことすらもございせんし、のみならず、公正取引委員会からお話を伺つたこともなく、政府もまた、公正取引委員会に何らのお話を申し上げたこともない。まづたたくこれは迷惑な誤解でございますから、さよう御承知おきを願ひます。

北京で調印された中日貿易協定に關する緊急質問(田中君の進言提出)

○國務委員(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、田中君の進言提出、北京で調印された中日貿易協定に關する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 田中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 田中君の進言提出、北京で調印された中日貿易協定に關する緊急質問を許可いたします。田中君の進言提出。

○田中君の進言(田中君登壇) 私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、去る六月一日北京で調印せられました中日貿易協定を中心としたしまして、現下の貿易政策につきまして若干の質問をいたさんとするものであります。

まず第一にお伺ひいたしたいのは、独立後の經濟自立についての具體的な方策であります。講和條約が発効いたしまして、日本が獨立したといわれておるのであります。一體どこに獨立の実態があるかと問いたたいのであります。外交、經濟政策等あらゆる問題につきまして、占領下と同じやうにアメリカの顔色をうかがつておる政府のやり方は、占領下と少しもかわらないとわれ／＼は考へるのであります。(拍手) しかも、獨立後の現内閣の抱負、経緯につきましては、いまだこの國會を通じても國民に明らかにされておられません。さらに獨立の実質的な裏づけでありますところの經濟自立の問題は、むしろ逆コースを歩んでおるのが現実である、われ／＼は見えておるのではありません。最近における經濟界全般の不振は、従ひまして、一時的なものではなく、実に深い根を持つておるものとわれ／＼は思ふのであります。

世界各國の輸入關稅障壁と、原料高に上るところのわが國の貿易不振は、まづたく極点に達しておる感じがするのではありません。政府が經濟自立の萬能策のやうに宣伝をいたしましたが、東南アジアの開發問題も前途遠慮であり、さらに頼みの綱といたしておりましたところの新特需は、一月以来の推移を見参りました。一月三千四百萬ドル、二月千七百萬ドル、三月千四百萬ドル、四月八百七十七萬ドルと逐月減少いたしまして、講和條約が発効いたしました四月二十八日から五月四日までの一週間の契約高はわずかに百六十六萬一千ドルといふ最小の數字を示しておるのであります。かくのごとき悲觀的な材料の累積のもとにおいて、日本の産業は最後のどたんばに來ておるのであります。ことに機械産業の機械、あるいは車両工業等の機械器具産業におきましては、まさに不振の極点に達いたしまして、設備転換等を行おうとしたとしても、日銀はその資金を出さない。まさに機械器具産業においては、全滅の一步手前にある現状であります。

私がまず第一にお伺ひたいのは、かような情勢のもとにおいて、政府が獨立後の經濟自立の根本をどこに求めようとしておるか、さらには、産業界全般の不振に對しまして、いかなる対策をもつて臨もうとするかといふことである。

第二にお伺ひたい点は、六月一日、改進黨の宮腰議員、練風会の高良議員、わが黨の前議員の帆足計君の三君の努力によりまして北京で締結されましたところの中日貿易協定に對し

まして、政府はいかなる態度をもつてこれが実現のために努力するかということについて、政府の所信を問いたいのでございます。濫外務大臣は、あの新聞に對しまして、この協定は政府を拘束しないものであるということの談話を発表しております。なるほど、政府みずから行つた協定ではありませぬから、直接政府を拘束するものだとはいわね／＼も考へておりません。しかしながら、この協定によりまして、具体的なとりきめは正式代表を派遣してやるといふことが規定されておるのであります。またこの協定によりまして、三千万ポンドという中日貿易の道が開かれる確石が築かれたわけでありまゝるから、これを實現させるためには、政府は現下の貿易不振の状況からいたしまして、私は積極的な努力をしなければならぬと思つております。が、その点、政府に用意があるかどうかというのを伺いたいと思つております。(拍手)

先般、根本前農林大臣が、ビルマ米の輸入交渉のためにビルマへ行かれて成功せられたと聞いております。が、この問題につきましても、たまたま根本君よりも前にビルマへ参りましたわが党の勝間田議員の下交渉によりまして、ほゞ話ができて参りましたことに對して、正式に政府関係から根本前農林大臣がビルマへ参られて、これの仕上げをしたということとをわれ／＼承知いたしておるのであります。が、こうした観点に立ちまして、民間人の努力ではありますけれども、日本の経済に寄與するところの大きなときめができた今日の段階におきましては、これを實現させるために、政府として全面的な努力を拂うべきであるといふことは考へますから、これに對する政府の見解を聞かんとするものでございます。(拍手)

第三の問題は、この中日貿易促進の見地から、バトル法と貿易管理令についてお伺いをいたしたいと思つております。對日援助が打ちられました今日、わが国はいわゆるバトル法の適用の制約を受けているものではないと、われ／＼は考へてゐるのであります。しかるに、政府は、占領中貿易管理令においてこのバトル法で禁止してある品目より以上の広汎なる中共向けの輸出禁止を行つてゐるのであります。われわれは、一応占領が解かれた今日の段階におきまして、占領中の政令によつて特定の国に對する貿易を禁止するといふことは非立憲であり、また不当きまゝるものであると考へるのであります。政府に聞くと、この点は今折衝中であると言つております。もちろんアメリカとであらうと思つてゐるにすぎないけれども、一体アメリカとの間には、さらに貿易管理令よりも一段と範圍の拡張された秘密のリストがありまして、一々アメリカ大使館との間に具体的な許可、不許可の問題を折衝してゐるということが伝えられておるのであります。私は、占領状態が解けた今日において、貿易の自主性を回復するといふ意味において、こうした卑屈な態度はやめてもらいたいと思つております。が、その点に對する閣外務大臣の所見を伺いたいのであります。(拍手)

さらに、岡崎外務大臣は、参議院で、中共向けの輸出禁止については、米英のいわゆるバトル法の線まで緩和するのではなくて、逆に日本の全面的禁止の線に米英を近づけるのだというやうな暴言を吐いておるのであります。が、われ／＼は、日本の経済自立の見地から中日貿易を考へなければならぬといふ観点から、はたして岡崎外務大臣はこの点について参議院で答弁したと同じ見解を今日もなお持つておるかどうかというのを伺いたいと思つて、百歩譲つて、バトル法の範圍まで輸出禁止を行つたといふにしても、われ／＼は、まず貿易管理令によつて禁止したてゝありますところの紡績機械、鐵道車両、小型機械、農業用の藥劑、タイヤライターあるいは農機具、自動車、計算機、人絹、綿糸布、カリ石灰、石灰塗料、海産物等の輸出はこれを解除すべきだと考へるのであります。この点につきましては、六月一日の中日貿易協定において、中国側が非常に希望して來ておる品目でありまゝる。さらにこの協定において、われわれが希望してゐるところの大豆を、中国側といたしましては、亜鉛、鉄板とバトルしようといふことを希望して來ておるのであります。が、ジェット戦闘機より強力でないかと答へる政府が、ブリキ鉄板を強力物資だと貿易管理令において規定してゐることは、私は逆行もはなはだしと思つてゐるのであります。われ／＼は、こゝから観点からいたしまして、バトル法の線まで中国向けの輸出を緩和するところの処置を急速にとることを政府に要求したものであります。が、政府はこの点についての準備があるかどうか、これをお伺いしたいのであります。

第四の問題といたしましては、重要物資のストックの確保の問題であります。わが国の重要物資の海外依存度は、棉花、ゴム、礬石、ボーキサイト、これがいづれも一〇〇％外国に依存してゐる。羊毛九八％、原油八八％、鉄鉱石八〇％、大豆六二％が海外に依存してゐる。しかも、これを從來はアメリカから、中国より輸入する場合の三倍も四倍も高い価格で輸入しておる。今日わが国の大きな経済不振があると思つてゐる。しかも、通産省の調査によりますと、こゝろの重要物資のほとんど大部分は、九月一ぱい国内ストックを確保することがむづかしい状況にある。三月末の契約高を中心といたしまして、これからできまする若干の期待量を合計いたしました。九月で底をつくものが相当あることを通産省自身が示しておるのであります。貿易振興の見地からいたしまして、通産大臣並びに安本長官は、これらの重要物資の確保のためにいかなる対策をとるかといふことを伺いたしたいのであります。最後に、私はアメリカの輸入関税引上げの問題についてお伺いをいたしたいと思つてゐる。アメリカにおいては、日本から輸出するミシン、これを現行より一〇％引上げ、陶磁器を二五％から五〇％に、染織絹スカーフを三二・五％から六〇％に、また冷凍まぐろ及びまぐろカン詰の関税の現行より四五％への引上げを、国内産業保護の見地から決定しておると伝えられるのであります。が、これは今後の對米貿易の上に重大なる關係を持ちますので、この点については、マーフィー米大使は、おそろくトルーマン大統領はこの関税引上げに對してはサインをしないであらうといふことを申してお

二十六 前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
 二十七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。
 二十八 農林省の所掌事務に係る圖書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。
 二十九 農業(畜産業を含む。次号において同じ)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調査を行うこと。
 三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第九條第二項から第四項までを削る。
 第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。
 一 農業経営の改善を図ること。
 二 農産物(蚕糸を除く。以下本條中同じ)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。)
 三 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下本号及び次号において同じ)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)
 四 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(食糧局の所掌に属することを除く。)

第十條第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。
 五 農産物の生産の指導に關し、当該業務を行う団体を指導監督すること。
 五の二 病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に關すること。
 第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。
 第十一條第二項を削る。
 第十二條の次に次の二條を加える。
 (食糧局の事務)
 第十二條の二 食糧局においては、左の事務をつかさどる。
 一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に關する企画を行うこと。
 二 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に關すること。
 三 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に關すること。
 四 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 五 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
 六 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。
 七 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに飲食料品及び油脂の生産、流通等に關する業務の発達、改善及び調整を図ること。

八 主要食糧、飲食料品及び油脂に關する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 九 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)による農産物の検査その他主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に關すること。
 十 主要食糧、飲食料品及び油脂についての試験研究に關すること。
 十一 食糧管理特別会計の経理を行うこと。
 (林野局の事務)
 第十二條の三 林野局においては、左の事務をつかさどる。
 一 林業行政に關する企画を行うこと。
 二 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に關すること。
 三 民有林野の造林及び營林に關すること。
 四 森林治水に關すること。
 五 保安林及び保安施設地区に關すること。
 六 林道の造成、復旧等を行い、及び林道に關する指導助成を行うこと。
 七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 八 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に關すること。
 九 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。

十 立木の取得、加工及び処分に關すること。
 十一 森林組合その他林業、林産物及び加工炭に關する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 十二 森林病虫害の防除に關すること。
 十三 森林火災国營保險に關すること。
 十四 野生鳥獸の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。
 十五 林業に關する試験研究及び調査を企画し、關係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良、発達及び普及を図ること。
 十六 森林火災保險特別会計及び国有林野事業特別会計の経理を行うこと。
 第十三條中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場」に、「種畜牧場」を「種畜試験場」に、「種畜牧場」を「種畜試験場」に改める。
 第十六條及び第十七條を削り、第十八條を第十六條とし、第十九條及び第二十條を削り、第二十一條を第十七條とし、第二十二條を第十八條とし、同條の次に次の二條を加える。
 (食糧研究所)
 第十九條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に關する試験研究及び調査

二 食糧に關する分析、鑑定及び検定
 三 試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
 四 食糧の利用、加工、貯蔵等に關する講習
 第二十條 食糧研究所は、東京都に置く。
 第二十一條 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。
 (林業試験場)
 第二十二條 林業試験場は、林業に關する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。
 第二十三條 林業試験場は、東京都に置く。
 第二十四條 林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。
 第二十五條 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
 第二十六條 第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第三十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。
 (食糧管理講習所)
 第三十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に關する講習を行う機関とする。
 第三十三條 食糧管理講習所は、愛知県に置く。
 三 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 農林省設置法等の一部を改正する法律案

九七五

九七六

3 営林局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の営林署の管轄区域にわたるものに關し必要があるときは、その事項を管轄する営林署を指定することが出来る。

改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。

第三章 外局

(水産庁)

第四十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

2 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法の定めるところによる。

第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。

(水産庁設置法の一部改正)

第二條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「第七條の六」を「第八條」に改める。

第七條の九及び第八條を削り、第七條の八を第八條とし、第九條を次のように改める。

(漁業調整事務局及び漁業調整事務所)

第九條 水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他の漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の施行に關する事務の一部を分掌させるため、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位置
北海道漁業調整事務所		札幌市
仙台漁業調整事務所		仙台市
新潟漁業調整事務所		新潟市
香住漁業調整事務所		兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務所		神戸市
福岡漁業調整事務所		福岡市
有明海漁業調整事務所		大牟田市

3 漁業調整事務局及び漁業調整事務所の管轄区域、内部組織及び所掌事務の範圍については、農林省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは、営林局の名称、位置及び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 従前の食糧庁及び林野庁の機關及び職員並びに經濟安定本部の米価審議會及びその委員(専門委員を含む。)は、それぞれ農林省の本省の相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔八木一郎君登壇〕

〇八木一郎君 たいい議題となりました農林省設置法等の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

今次行政機構改革の一般的事項に關しましては、去る五月二十九日の本會議において、關係法案二十九件一括御報告の際すでに申し述べたところでありますので、この点は省略させていただきます。

本法案は、今次行政機構改革の一環として提出されたものでありまして、政府の説明によれば、その要旨は、農林省に關して、一、食糧庁及び林野庁を内局とし、それ〴〵食糧局及び林野局とすること、二、大臣官房、農政局及び農業改良局の事務の配分を調整し、三、内局に置かれた部並びに新たに内局となる食糧庁及び林野庁の部を廃止すること、四、農林經濟局及び農地局に次長各一人、食糧局及び林野局に次長各一人を置くこと、五、農林經濟局に統計調査課を、畜産局に競馬監を置くこと、六、米価審議會を經濟安定本部から移管すること、七、営林局の管轄区域の一部を変更すること、八、林野局に林業講習所を新設することとするにとともに、水産庁について水産駐在所を廃止すること、漁業調整事務所を設置することと相なつてゐるのであります。

本案は、五月十三日、本委員会に付託となり、去る二十八日討論採決となつたものであります。この間、委員会においては、五月十九日公聴會を開いて、學界初め言論、産業、地方行政各界の意見を取上げたのであります。が、當日農林機構につき荷見安氏より公述が行われ、その後参考人からも公述を取上げたのであります。

今、内閣委員の委員会における農林機構關係の發言内容を要約いたします。基本方針には賛成だ、しかし、農林省は特殊事情があるから、例外的な考慮を拂つて特別な措置をなす必要がある、むしろ農林機構は小さくするよりも大きくする必要があるといふものといふ主張が主として、いな、農林省のみ例外にしようとする考えは適當でない、せつかく政府、すなわち内閣において行政権行使の責任を明らかにするといふ今回の改革の原則に従つて大筋を通したこの原案以上の例外は認めがたいとの意見の対立があり、これをめぐつて、政府と委員との間にきわめて活発な質疑応答が行われ、また委員各位は、與野党の別なく、非常に熱心に審議を続けたのであります。が、これらはすべて速記録に譲ることとし、ここでは、この結果として現われた討論採決の状況をのみ申し述べることといたします。

去る五月二十八日討論採決に入るや、改進党竹山委員より、農林省設置法に關し、現状の統計調査部を局に昇格し、食糧庁及び林野庁を現狀にもどし、農地局を外局にして、新たに三部制の農地庁とするほか、水産庁設置法に關し、今回設置せられることになつた漁業調整事務所は現在の水産駐在所

通りとする旨の修正案が提出せられ、社会党西村委員及び社会党第二十三号控室成田委員より賛成討論がありましたが、修正案部分はすべて否決となり、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決せられたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〇議員(林謙治君) 本案に対しては、松浦東介君外一名及び竹山祐太郎君外五名から、それ〴〵成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨弁明を許します。松浦東介君。

農林省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(松浦東介君外一名提出)

農林省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林省設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條の規定の一部を次のように修正する。

第六條に六項を加える規定中「第六條に次の六項を加える。」に、「第六條に次の十四項を加える。」に、同規定中「食糧局及び林野局に次長各二人」を「食糧局に次長二人、林野局に次長三人」に、同規定第四項中「農林經濟局の次長にあつては、第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を」を「農林經濟局の次長にあつては第八條第二号、第五号及び第二十三号から第二十八号までに掲げる事務、農地局の次長にあつては第九條第一項第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務、食糧局の次長にあつては第十二

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 農林省設置法等の一部を改正する法律案

條の二第九号に掲げる事務を「に、第五項中「統計調査監一人」を「農業協同組合監及び統計調査監各一人」に改め、第八項を第十四項とし、第七項を第十三項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 農業協同組合監は、命を受けて第八條第二号及び第五号に掲げる事務を掌理する。

8 農地局に計画監及び建設監各一人を置く。

9 計画監は、命を受けて第九條第一項第四号及び第五号に掲げる事務を掌理する。

10 建設監は、命を受けて第九條第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務を掌理する。

11 農業改良局に技監一人を置く。

12 技監は、命を受けて第十條第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農山漁家の生活に関する自然科学的試験研究に関するものを掌理する。

15 食糧局に農産物検査監一人を置く。

16 農産物検査監は、命を受けて第十二條の二第九号に掲げる事務を掌理する。

第二章第三節中第二款の次に第三款を加える規定の第四十八條中「本省」を「管轄局」に改める。

〔松浦東介君登壇〕

○松浦東介君 ただいま議題になりました、提案者松浦東介外一名、賛成者河野謙三外十九名、農林省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案の理由並びにその内容について説明いたします、御了承を得たいと存じます。

今回提案いたしました修正案は、本法案の第一條、すなわち農林省設置法の一部を改正する部分についてのものですが、修正いたしました点とすなわち第一点は、林野局に対して、改正案による二大長は、別に、次に大長一名を追加することであり、第二点は、農地局に、次長一名のほかに、別に建設監一名並びに計画監一名を増加することであり、第三点は、農林経済局に農業協同組合監一名を新たに置くことであり、第四点は、農業改良局に新たに技監一人を置くことであり、第五点は、食糧局に新たに農産物検査監一人を置くことであり、以上の五点であります。

何ゆえにかような修正案を提出するに至つたか、その理由を一言に要約いたしますならば、わが国内外の情勢を達観し、農林政策の重要な、今日の段階をいかにしとて根本認識に充てておるのであります。それゆえに、われわれは、本年度において周期的なる農林予算を計上したのであり、また今後においても、これが増額を意図しておるのであります。政策と予算

と機構とは常に三位一体であり、優秀なる人材、妥當なる機構を有して初めて農林行政は全きを得るのである。以上のような見地に立つて、われわれは農林省として、農林省が最大機能を發揮し得ること、同省設置法一部改正法案を修正したいと存するのであります。

まず林野局であります、今日わが国の森林は、戦中戦後を通ずる過伐濫伐の結果荒廃にあえぎ、その急速な造林が緊急の国策として要請されていることは、御承知の通りであります。しかも、連年にわたる里山と奥山の伐採の不均衡のために、利用可能な森林の蓄積量は激減し、奥地開発こそ刻下喫緊の要務であることは周知の事実であります。さらに、連年にわたる災害の頻発に対処して、国土の保全と産業及び国民生活の安定のための治山事業の重要性がますます増大しているのであります。

さきに本議場に奉呈造林の決議案が上程されましたと、林野行政は、まさに国策たる食糧増産と国土保全に關する国の施策の根幹をなしているのであります。しかも、その事務の量及び質から申しましても、全国の森林の三分の一を占める国有林野の管理經營という膨大な事業を含めて、国有林、民有林を通ずる総合的行政組織として林業行政を一元的に所管しておられ、その範圍は複雑多岐かつ多岐にわたつております。かような林業政策の重要性にかんがみまして、昨年森林法の制定を見たことは御承知の通りであります、本法の成果は一に今後の運営に期待されているのであります。かかる場合に、従来の機構を改

革して部制を廢することは、事務能率を低下せしめるものといわなければならぬと考えます。

林野行政は、大きく林政一般及び林産物の供給等の部門と、治山治水を中心として造林、林道、森林の涵養を指導助長する部門と、さらに国有林野の經營の部門の三つにわかれるのであります。今日まで、この区分に應じて林政部、指導部、業務部の三部が置かれ、これによつて国有林野と民有林野を通じて総合的に林業行政が円滑に行える仕組みになつております。しかし、引続きこの機構を残すことは望ましいのでございませうけれども、また一面におきましては、行政機構をできるだけ簡素化し、外局を内局に納めまして、統一的に農林一体化の実をあげたいとの要請もあつたので、それとの調和をはかる意味におきまして、新たに大長一人を増置し、従来の態勢をくずさないよう行政の仕組みにしたい、かように思つた次第でござい

ます。

次に農地局について申し上げます。食糧自給度の向上が今日国策の中心課題であることは、もはや多言を要しません。米をつくることは土をつくることである。食糧増産の基礎は農地の拡張、改良に置かなければならないのであります。農地局は、農地調整、農地関係資金、農業水利などの行政から、開拓、土地改良等の事業に關する行政までの、きわめて複雑多岐な行政を所管いたしております。しかも、その事業分量は、予算面から見ても三百二十八億余円に上る膨大なものであります。建設省全体の予算と比較してもその半分以上に上り、さらにこれに農林

漁業資金融通法による融資を加えれば、その事業分量は建設省の四分の三にも相当するものとなるのであります。しかも、建設省は、官房の外五局を置いていた実情であるのであります。

農地行政は、大別して公共事業関係と非公共事業関係にわかれていますが、公共事業関係は、農業經營の全体を考へ、經濟効果を測定して計画を作成する部門、すなわち計画部と、この計画に基いて予算を効率的に使用して建設工事を実施する部門、すなわち建設部とにわかれております。また非公共事業関係部門、すなわち管理部門は、開拓、農業水利、資金、農地調整、農地制度など、複雑多岐な、しかも今後の農政の中心となる重要事項に關する部門であります。従来、農地行政は、以上の三部によつて適切に行われて來ましたが、今後農地行政を強力に推進して行くためには、これら三部制の原則を維持することが必要でありますので、大長一名のほかに、主として従来の建設部並びに計画部の業務を掌理する建設監並びに計画監を新たに増置いたしまして、今後における食糧増産に万全を期する態勢をとりしむべきであると存する次第であります。

次に、農業協同組合の育成強化は今日の農政の支柱であり、特に講和後の農政の基本目的である食糧自給度の向上を推進するためには、これが一層の發展を期することが望まれるのであります。政府は、さきの機構改革において、農政局に農業協同組合部を設けて、これが行政運営の強化をはかつたわけでありましたが、その設置の必要

は、今日においても、いまだつちも消滅して
おりません。よつて、この際、農林
経済局に局長を補佐して協同組合行政
を強力に推進して行くために農林協同
組合監を設置すべきであります。

また、農業改良局の事務のうち試験
研究に関する事務は、普及事業の基礎
であり、農林行政上きわめて重要な事
項であります。その研究項目も二十余
に上り、それらに研究企画官がいて、
それらの担当項目について研究の企
画指導を行つております。これらの項
目にわたる試験研究を、さらに高度の
段階でとりまとめ、農林行政に直結さ
せる、いわゆる試験研究の総合調整に
関する事務は、きわめて専門的な知識
を必要とし、その資格を有する者がそ
の面に当らなければならぬので、こ
の重要な試験研究の事務を完全なもの
にまとめるため、改良局には局長を専
門的な立場で補佐する専門職が必要で
あつて、技監設置の要はここにあら
てゝございます。

また、主食の統制緩和に伴ひまして、
食糧等の農産物の検査は、農村経済の
実情に即して、量的検査から質的検査
に移り、これによつて生産指導や取引
改善の実をあげることが重要となつて
おります。従つて、検査に関する事
務は二万人の検査官を要し、今後いよ
いよその重要性を加えるとともに、そ
の事務分量も増大することとなり、将
来検査機構を独立の一部局とする必要
さがあるものであります。よつて、こ
の際、それらの事務を総合的に所管する
農産物の検査監の設置が必要でありま
す。

以上が本修正案を提出した理由であ

ります。何とぞ御賛成あらんことをお
願ひいたします。(拍手)
○議長(林護治君) 竹山祐太郎君。

農林省設置法等の一部を改正する
法律案に対する修正案(竹山祐太
郎君外五名提出)

農林省設置法等の一部を改正す
る法律案に対する修正
農林省設置法等の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正
する。

(一) 第一條の規定の一部を次のよう
に修正する。

目次の改正に関する部分を次のよ
うに改める。

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第
十二條の二)

第二節 附屬機關(第十三條—
第三十四條)

第三節 地方支分部局(第三十
五條—第四十三條)

第一款 削除

第二款 統計調査事務所(第
四十二條)

第三章 外局(第四十四條—第八
十六條)

第一節 食糧庁

第一款 総則(第四十五條—
第四十六條)

第二款 内部部局(第四十七
條—第五十條)

第三款 附屬機關(第五十一
條—第五十四條)

第四款 地方支分部局(第五
十五條—第五十七
條)

第二節 林野庁

第一款 総則(第五十八條—
第五十九條)

第二款 内部部局(第六十
條—第六十三條)

第三款 附屬機關(第六十四
條—第六十五條)

第四款 地方支分部局(第六
十六條—第七十二
條)

第三節 水産庁(第七十三條)

第四節 農地庁

「農政局
農地局
農業改良局
畜産局
養蚕局」

第五條第一項中 農業改良局を
畜産局
養蚕局
統計調査局」

「農林経済局
農業改良局
畜産局
養蚕局
統計調査局」

第六條の改正に関する部分を次
のよう改める。

第六條に次の四項を加える。

3 農林経済局に次長一人を置
く。

4 次長は、局長を助け、局務第
八條第二十三号から第二十八号
までに掲げる事務を除くを掌
理する。

5 畜産局に競馬監一人を置く。

6 競馬監は、命を受けて第十一
條第十二号及び第十二号に掲げ
る事務を掌理する。

第八條の改正規定中第二十三号
から第二十八号までを削り、第二
十九号を第二十三号とし、第三十
号を第二十四号とする。

第八條の改正に関する部分の次
に次のように加える。

第九條 削除

第十條の改正規定中「食糧局」を
「食糧庁」に改める。

第十二條の改正に関する部分を
次のように改める。

(統計調査局の事務)
第十二條の二 統計調査局におい
ては、左の事務をつかさどる。
一 農林省の所掌事務に係る統
計報告の徴収についての調整
その他統計に関する総合調整
を行うこと。
二 耕地面積及び農作物の作況
の調査を行うこと。
三 農山漁村の統計的経済調査
を行うこと。
四 前二号に掲げるものの外、
農林畜水産業に関する統計を
作成すること。

五 統計的調査資料に基き、農
林畜水産業に関する予測事業
を行うこと。

六 農林省の所掌事務に係る図
書の収集、保管、編集及び刊
行を行うこと。

第十三條の改正に関する部分中
「家畜衛生試験場」を「家畜衛生
食糧研究所」とし、「家畜衛生
林業試験場」を「食糧研究
試験場」とし、「種畜牧場
試験場」を「種畜管理講習所」と
し、「種畜講習所」を「種畜講習所」
に改める。

第二十條の改正規定を次のよう
に改める。

第二十二條 削除

第三十二條及び第三十三條の改
正規定を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條 削除

第三十五條の改正に関する部分
を次のように改める。

第三十五條中「農地事務局」を削
る。

第三十五條の改正に関する部分
の次に次のように加える。

第二章 第三節 第一款を次のよう
に改める。

第一款 削除

第三十六條から第四十一條まで
削除

「第四十三條及び第三章を削り、
第二章第三節中第二款の次に次の
三款を加える。」を削り、第二章第
三節第三款、第四款及び第五款の
改正規定を削る。

「改正後の第四十八條の次に次
の一章を加える。」及び第三章の改
正規定の次に次のように加え、同
改正規定を削る。

九七九

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 農林省設置法等の一部を改正する法律案

第四十四條中「食糧庁を林野庁に改める。」
「食糧庁を林野庁に改める。」
「食糧庁を林野庁に改める。」

第六十四條の前に次の一條を加える。
第六十三條の二 林野庁に、第六十五條に規定するものの外、左の附屬機關を置く。
林業試験場
林業講習所

第六十四條第一項を削り、第二項を第一項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條の次に次の一條を加える。
第六十四條第一項を削り、第二項を第一項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條の次に次の一條を加える。

第六十四條の二 林業講習所は、林業の経営及び技術に關し、林野庁、営林局及び営林署の職員の教習を行う機關とする。
林業講習所は、東京都に置く。

林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。
第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 農地庁

第一款 總則

(農地庁の任務及び長)

第七十四條 農地庁は、自作農の創設維持その他土地の農業上の利用關係の調整並びに開拓及び土地改良事業の実施及び指導監督を行うことを主たる任務とする。

2 農地庁の長は、農地庁長官とする。
(農地庁の権限)

第七十五條 農地庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号の三まで、第十六号の五、第二十七号から第三十四号の二まで、第六十四号及び第六十号に掲げる権限を行使する。
第二款 内部部局

第七十六條 農地庁に左の三部を置く。
管理部
計画部
建設部

(管理部の事務)
第七十七條 管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 農地及び農業水利の制度に關する企画を行うこと。
二 自作農の創設及び維持に關すること。

三 農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を図ること。
四 入植並びにこれに伴う開墾作業及び農業の指導助成を行うこと。
五 開拓者の資金の融通を行うこと。

六 自作農創設特別措置特別會計及び開拓者資金融通特別會計の経理を行うこと。
七 土地改良及び土地改良区連合の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

八 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。
(計画部の事務)

第七十八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。
一 土地及び水等開墾資源の調査及び開墾に關する企画を行うこと。
二 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に關すること。

(建設部の事務)
第七十九條 建設部においては、左の事務をつかさどる。
一 国營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。

二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。
三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

第三款 附屬機關
(附屬機關)
第八十條 農地庁に附屬機關として、かんがい排水審議會を置く。かんがい排水審議會は、国際かんがい排水委員會に關することその他かんがい排水に關する重要事項を調査審議する機關とする。

かんがい排水審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。
第四款 地方支分部局

(農地事務局)
第八十一條 農地庁に、地方支分部局として農地事務局を置く。

(所掌事務)
第八十二條 農地事務局は、農地庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一 自作農の創設及び維持に關すること。
二 農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を図ること。

三 土地及び水等開墾資源の調査及び開墾に關する企画を行うこと。
四 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に關すること。
五 入植並びにこれに伴う開墾

五 入植並びにこれに伴う開墾

名 称	位 置	管 轄 区 域
仙台農地事務局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京農地事務局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
金沢農地事務局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
京都農地事務局	京都市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
岡山農地事務局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
熊本農地事務局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(内部部局)
第八十四條 農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。
管理部
計画部
建設部

前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

作業及び農業の指導助成を行うこと。
六 開拓者資金の融通を行うこと。

七 国營の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に關すること。
八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。
九 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

(名称、位置及び管轄区域)
第八十三條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

(事務所及び事業所)
第八十五條 農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局の事務所並びに事業所及びその支所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織については、農林省令で定める。

(附属機関)

第八十六條 農地事務局の附属機関として、地方農業機械管理所を置く。

2 地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

3 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第七十四條を第八十七條とし、第七十五條を第八十八條とする。

(二) 第二條の規定の一部を次のように修正する。

第九條第二項の改正規定中「新潟漁業調整事業所」を「新潟漁業調整事業所」に、「新潟市」を「新潟市」に、「神戸市」を「神戸市」に、「徳島市」を「徳島市」に改める。

(三) 附則の一部を次のように修正する。

附則第二項、第三項中「食糧庁及び林野庁の機関及び職員並びに」及び第四項を削り、第三項を第二項とする。

○竹山祐太郎君登壇
「竹山祐太郎君登壇」
の農林省設置法に対する修正案について、改進黨、日本社会党、日本社会党第二十三控室を代表して提案の趣旨を明をいたすとともに、ただいま自由党の提案になりました修正案に反対の意見を表明いたします。

を表明いたさんとするものであります。(拍手)

まず、今日の本会議のこの提案こそ、われわれにははなはだ奇想千万な手続が行われております。(拍手)この点は、今内閣委員長が「二十九日に本会議に提案になりました本件が、本会議の議に上ること三回、遂に最後として自由党の修正案が出るに至りま

した経過は、一体與党は内閣委員会における審議を何と心得ておられるのか。(拍手)これは問題のある行政機構改革を、一回の連合審査も行わずして無理やりに通した政府、與党の責任いかにありやといわなければなりません。(拍手)

私は、前回行政機構の問題にあつて、自由党の中にも正義の士ありと申しておきました、その正義の士によつて今提案をされた修正案を見て、いまだまた再び一驚せざるを得ません。大自由党の修正案は、数日もみのもんででき上つた結果は、六名の役人をふやすだけあります。(拍手)われわれの修正案は、かようなことを申しておるのでないことは、二十九日に修正案をお配りしてありますから、いまださらうくどくしく説明をいたしません。わかりやすく要点を申すならば、われわれは、今日独立後の日本の自主的な行政機構改革に大きな期待を持つておつたのであります。それが、先般も申す通り、どこにも見るべきものがなくて、すみ／＼を、いわゆるテール・プランによつていじりまわした結果が、この醜態を暴露したのであります。(拍手)

問題は決して農林省設置案のみにあらず、今日の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

るのではありません。先般も申したように、中小企業庁のごときも、この重大な段階において、この大事な中小企業庁を縮小するといふ政府與党の感覚いかにありやといわなければならぬ。(拍手)しかるに、通産委員会が、んばつておつたにもかかわらず、いつの間にか消えてしまつた。わずかに農林委員の諸君は最後まで奮闘された。その熱情は、私は心から尊敬をいたすものであります。通産委員会にも、もう少し農林委員ほどの熱情があるならば、中小企業者もつと救われるであらうと思ふのであります。(拍手)

われ／＼が中小企業及び農林業に対して、今回の行政機構に対する修正案の趣旨は、決して役人をふやせといつたものではありません。問題は、なぜ必要があつてつづつた林野庁を縮小しなければならぬか、食糧庁を縮小しなければならぬかという理由が、何度聞いてもわれ／＼には納得が行きません。そのかわりに、今度は役人を一人ずつ配つて自由党は満足されるというのであるならば、今日までのわれ／＼の議論はまったく理解されていなかつたといふことでもあります。問題は、林野庁の重要性は今提案理由の中にある述べてありますから、私はこれを重ねて言う必要を感じません。それほど林野行政の重要性を認めるならば、なぜ林野庁を縮小するのか。食糧庁の重要性を考へるならば、なぜ食糧庁を縮小するのか。それに対する何らの説明も下さずして、役人を一人ふやしたことで満足するならば、これこそ泰山鳴動して何も出ないよりも改悪であります。(拍手)

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

一体、今回の林野庁の問題について

も、中をせんさくすれば、党利党略の臭味ふんふんたるものがあります。党内においても異論がたゞさん出ている事実は、諸君の方がよく承知しておると思う。選挙前の、かような機構いじりによつて、まじめな林野行政が守れるとは、われ／＼は絶対に考えられない。食糧問題に至つても、一々説明をする必要はない。食糧庁を初め、あの機構をどうして縮小するといふ考えが出たのか。麦の統制撤廃によつて食糧問題が解決をしたと考へておられるならば大間違いであります。国際小麦協定の代表者は、遂にロンドンから協定ができずに帰つておる。これをこのまま行くなれば、一千万ドル以上の国家負担が増して、食糧の国内減産と価格の騰貴によつて、日本の食糧問題が非常に困難な情勢に入ることには、目に見えておるわけがあります。しかるに、この重大な段階において、国内の増産施策は縮小をし、食糧行政の方向を混乱させようとするのが、今回の農林省の行政機構改革の結論であります。私は、廣川農林大臣はよくこれを承知されたものだ、ふしぎに思つております。はたせるかな、この修正案に非常な熱情を傾けて行われたことに對して、私たちは延ばされることの不愉快は感じつつも、その熱情を持つ正義の士に奮闘し、はたから心から敬意を表しておつたにもかかわらず、今最後に拜見した修正案に至つては、啞然たるものがあります。おそろしくこれは、與党の諸君といえども、みな心から賛成をしたとは思われぬ。

かような、いじくりまわした行政機構によつて、決して農林行政は十分なる進展をしないと考えますから、われ

われの信念をもつてつづつた修正案を、いまださらうくどくしく説明はいたしません、われ／＼の修正案に諸君は心から賛成をされておると私には受取れる。従つて、自由党の修正案には反対をし、われ／＼野党三派の提案いたしました修正案に満場の賛成を求めて、私の勸議の趣旨を明を終ります。(拍手)

○議長(林義治君) 討論の通告があります。これを許します。井上良二君。

○井上良二君登壇
私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました農林省設置法等の一部を改正する法律案の原案並びに自由党提出の修正案に反対し、わが党及び改進黨、日本社会党第二十三控室から共同提出された修正案に對して賛成の意思を明らかにいたしたいと思ふのであります。(拍手)

すでに今回の行政機構の改革に對しては、他の同僚議員によつて幾多指摘されました通り、この行政機構の改革は、どの部分を見ても、一体何を目的とした機構改革であるか。まづたたくその論議となるところはきわめて薄弱であつて、日本が独立国家として再出発するための行政の民主化と能率化を目標とした改革にあらずして、単に独立せる外局を内局としたり、部制を廃止するなどという小細工に終りながら、吉田内閣は行政機構を簡素化したという美名で、次の総選挙に国民の人氣を集めんとする、唾棄すべき党略的な改革であるといわなければなりません。(拍手)

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

特に、ただいま議題となつております農林省の機構改革について見て

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 農林省設置法等の一部を改正する法律案

も、独立に伴う農林行政の重要性は全然考慮されておらず、單なる機構いじりに終つておることに對し、政府與党たる自由党内においてさへ猛烈たる反響が起つて、数回にわたり總務會や代議士會で激論が闘わされたにもかかわらず、容易に結論を得ることができず、えん／＼数日を費して、もみ

つた自由党は、もはや政党として、また政府與党として、その存在をみずから否定する行動であつて、與党たる自由党は、かくのごとき修正案を出すよりも、即時國會の解散決議案を出して、信をみずから天下に問ふべきであります。(拍手)

にもんだ結果、本日ようやく議題として審議するという醜態を天下にさらしておるではありませんか。しかも、この農林省の機構改革案は、すでに内閣委員長の報告の通り、内閣委員會においては、與党委員の賛成により政府原案の通り可決しておきながら、この原案に賛成せる與党から、この委員會の決定を無視して修正案を提出するがごときは、国会史上に一大汚点を残すのみならず、國會の審議権をみづから否定する行動であつて、一体どこに政府與党としての絶対多数を誇る自由

の部に、現吉田内閣が、二年前に、その設置の必要がありとして國會の承認を求めて制度化しながら、また現に食糧庁や林野庁を外局として行政をすることに何ら行政運営上矛盾も不合理もないことを政府みづから認めておるのに、外局を内局に縮小したり、部制を廃止するがごとき政府案を提出すること自体が、國會の審議権をもてあそび、議員を欺く行為であつて、断じてわれ／＼は承服することはできません。農林行政は、三千六百万の農民と、四千八百万の消費國民をかかえ、しかも八千五百万の國民經濟の中核たる衣食住の生産と確保と供給をつかさどる重要な行政機関であることをわれわれは認めますがゆえに、農林行政機関の拡充強化をはかるとともに、民主化と効率化に努むべきであると思ひます。

閣委員長及び内閣委員は、この修正案を一体どうするつもりであるか、委員としての責任はどうするのであるか。しかも、数日を費し、討議を重ねながら、本日提案された修正案を見ると、與党の農林委員の連日の努力にかかわらず、單に行政組織の長でない何々監といふがごとき、行政上責任も明らかでないものや、いたずらに次長を増員するといふ修正案であつて、これでは原案を改悪した結果に終り、行政整理に伴う行政機構の改革いすこにあ

と消費を調整する機関としてその重要性が一段と加わつて来ており、また政府自身が最近特に整備を進めつつある林野行政もようやくその機能を發揮し始め、その上、造林、治山治水、奥地開発、その他森林産業も次第に軌道に乗りつつあるとき、われ／＼は、いかなる障害を排しても、食糧、林野両庁の機構は、この際むしろこれを強化拡充すべきであると考えます。さらに、日本が經濟自立を達成いたしますためには、食糧増産対策を國策として急速に実施する必要がある今日、農地局をこの際外局として農地庁に拡充し、計画、建設、管理の三部制を確立して、土地改良、開拓、災害復旧等の諸事業をより能率的にかつ円滑に実施する必要があるが、またわが國のごとく零細にして複雑なる農林畜産業を対象とする農林統計調査は、精度の高い調査を迅速かつ能率的に行ひ、農林統計調査の信用を保持し、その公正化をはかるため、獨立の機関として存置することが絶対に必要であります。

手)このような修正案を提出するに至る

以上申し上げました通り、農林行政機構の改編いかに、そのまゝ農業政策の遂行の成否に結びついていることを忘れてはなりません。今回政府が提案せるごとき農林行政機構の改悪法案は、ただちに日本の農業の前途と日本經濟再建の上に重大な支障を興えることを考え、政府とその與党たる自由党の諸君は、真に日本の前途を考え、わが國農業の經營の零細で、貧農化への一途をたどりつつある農民の声を耳を傾け、率直にわれ／＼の提案せる修正

案に對し賛成せられ、農家經濟の安定と國民生活向上のために闘われんことを特に切望し、私はここに政府原案に反對、自由党の修正案に對しても反對、わが党、改進黨及び社会党第二十

三提案の修正案に對し賛成の態度を明らかにいたす次第であります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて松浦君外一名提出の修正案は可決せられました。

一、去る五月三十一日本院は檢察官資格審査会予備委員石井繁九君任期満了につき次の通り予備委員を選挙した旨内閣に通知した。

予備委員 石井 繁九君 (委員鈴木義男君の予備委員)

一、去る五月三十一日本院は電波監理委員会委員に披山平一君を任命することに同意した旨参議院に通知した。よつて同議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る五月三十一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

資源庁長官 山地 八郎

一、昨二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路法

道路法施行法

宅地建物取引業法

地方公務員法の一部を改正する法律
ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律

一、昨二日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

厚生省公衆 山口 正義
衛生局長

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る五月三十一日議長において承認した山地八郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 木村 榮君

人事委員

藤井 平治君

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

文部委員

厚生委員

水産委員

平井 義一君

佐々木三三君

郵政委員

電気通信委員

小西 寅松君

庄司 一郎君

建設委員

経済安定委員

一、去る五月三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

人事委員

岡谷 光衛君

地方行政委員

法務委員

大蔵委員

文部委員

厚生委員

水産委員

庄司 一郎君

田中謙之進君

郵政委員

電気通信委員

石原 登君

平井 義一君

建設委員 佐々木三三君

経済安定委員 奥村又十郎君

一、昨二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

今村長太郎君

水産委員

労働委員

一、昨二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

龍野喜一郎君

水産委員

労働委員

一、去る五月三十一日議長から提出した議案は次の通りである。

特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案(南好雄君外二十二名提出)

耕土培養法案(坂田英一君外十五名提出)

一、去る五月三十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(八木一郎君外二百六十八名提出、衆法第五二号)

内閣委員会 付託

飼料需給調整法案(井上良二君外九十五名提出、衆法第五九号)

一、去る五月三十一日参議院に送付した條約は次の通りである。

国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

農林委員会 付託

一、去る五月三十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

造船法の一部を改正する法律案

一、去る五月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案

昭和二十七年に於ける行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

製造施設法案

外国の領事官に交付する認可状の認定に関する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めるの件

外国軍用艦船等に関する検査法特例案

千九百二十三年十一月三日にジュネーブで署名された税關手續の簡易化に関する國際條約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

一、去る五月三十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

造船法の一部を改正する法律案

一、去る五月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案

昭和二十七年に於ける行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

製造施設法案

外国の領事官に交付する認可状の認定に関する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めるの件

外国軍用艦船等に関する検査法特例案

保安庁職員給與法案

昭和二十七年に於ける国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

一、去る五月三十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(八木一郎君外二百六十八名提出)

一、去る五月三十一日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に關する法律案

道路整備特別措置法案

一、去る三月二十八日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者が撤回した旨同院に通知した。

飼料需給調整法案(井上良二君外九十六名提出)

一、昨二日議員から提出した議案は次の通りである。

医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(丸山直友君外一名提出)

公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法の一部を改正する法律案(淺利三朗君外二十五名提出)

昭和二十七年六月三日 衆議院會議録第四十九号 議長の報告

一、昨二日委員会に付託された議案は次の通りである。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（丸山直友君外一名提出、衆法第六三三号） 厚生委員会 付託

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（浅利三朗君外二十五名提出、衆法第六四号） 建設委員会 付託

一、昨二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

飼料需給調整法案（井上良二君外九十五名提出）

一、昨二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路法案

道路法施行法案

宅地建物取引業法案

一、昨二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方公務員法の一部を改正する法律案

ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

衆議院會議録第二十六号中正誤		衆議院會議録第三十八号中正誤	
頁 段 行	誤 正	頁 段 行	誤 正
三三 二末	担当する 相当する	九九 三末	都道府県知事 都道府県知事
衆議院會議録第二十九号中正誤		衆議院會議録第四十三号中正誤	
頁 段 行	誤 正	頁 段 行	誤 正
四六 四 三 綜合	綜合	七二 三 八 綜合	綜合
衆議院會議録第三十五号中正誤		衆議院會議録第四十七号中正誤	
頁 段 行	誤 正	頁 段 行	誤 正
六五 四 末 百八十七号	百七十八号	八〇 四 三 其他	その他
九六 四 一 六 警察予備	警察予備隊	九四 二 七 同得	同意
九七 四 二 九 後来	従来	九五 五 三 以上をもつて	以上をもつて
九八 四 二 二 制を	利を	九六 四 七 一の国	ての国
九九 四 二 二 為替	為替	九七 一 末 六 電波管理	電波管理
一〇〇 四 二 末 三 起立多数	起立多数	九八 四 七 會計士、管	會計士、管
一〇一 四 一 末 三 富次郎	富次郎	九九 四 六 外資の	外資等の
一〇二 四 一 末 三 法律案	法律案	一〇〇 四 二 法案について	法案について
一〇三 四 一 六 警察予備	警察予備隊	一〇一 四 七 末 七 成規に修	成規により修
一〇四 四 一 六 警察予備	警察予備隊	一〇二 四 七 末 七 更正	更正
一〇五 四 一 六 警察予備	警察予備隊	一〇三 四 一 任坐臥	住坐臥
一〇六 四 一 六 警察予備	警察予備隊	一〇四 四 一 四 アメリカ	アジア

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十 円
（送料別）
発行所 東京新聞社 市谷本町一五
電話 九段側 一五〇〇
印刷 印刷 印刷